

平成30年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：平成30年7月11日（水）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 環境水道部長挨拶
4. 委員自己紹介
5. 役員を選出
6. 議事
 - (1) 本市のごみ排出量について・・・・・・・・・・資料1 P17～P18
 - (2) 今年度の新たな取り組みについて・・・・・・・・・・資料2 P19
 - (3) 現在の取り組みについて・・・・・・・・・・資料3 P20～P21
7. 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員名簿

任期：平成30年7月1日から平成32年6月30日まで

(順不同)

No.	氏名	団体名等	備考
1	<small>フジタ</small> 藤田 <small>マコト</small> 允	磐田市自治会連合会	
2	<small>カワシマ</small> 川島 <small>エ</small> あつ江	いわた消費者協会	
3	<small>タマダ</small> 玉田 <small>フミエ</small> 文江	消費研究グループ いそじ会	
4	<small>イナガキ</small> 稲垣 <small>サチコ</small> 幸子	シニアクラブ磐田市	
5	<small>イマイズミ</small> 今泉 <small>カヨ</small> 佳代	磐田商工会議所	
6	<small>ミヤチ</small> 宮地 <small>ヒロシ</small> 浩	磐田市商店会連盟	
7	<small>セイノ</small> 清野 <small>ヒデアキ</small> 英明	磐田市大規模小売店舗 連絡協議会	
8	<small>イトウ</small> 伊藤 <small>シンヤ</small> 慎弥	中遠りサイクル協同組合	
9	<small>スズキ</small> 鈴木 <small>マサト</small> 正人	磐田市議会	
10	<small>ムラカミ</small> 村上 ナオキ	外国人と関わりのある人 (多文化共生推進協議会委員)	
11	<small>カマダ</small> 鎌田 <small>トシミ</small> 俊己	公募	
12	<small>モンナ</small> 門名 <small>タイチ</small> 泰知	公募	
13	<small>タナカ</small> 田中 <small>シュウジ</small> 秀次	公募	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

平成 30 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 13 条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における平成 30 年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

排出量見込み	排出量	内訳		
		可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	27,785 t	24,100 t	3,335 t	350 t
直接搬入ごみ量	15,865 t	14,700 t	640 t	525 t
資源集団回収量	3,100 t		3,100 t	
合計	46,750 t	38,800 t	7,075 t	875 t

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	内訳	
	し尿	浄化槽汚泥
29,250 kℓ	3,650 kℓ	25,600 kℓ

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 平成 30 年度の新たな取組み

- (a) 市役所展示ブースを活用し、雑がみ資源化や食品ロス削減の啓発を行う。
- (b) ごみ減量標語を募集し、市民のごみに関する意識向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (c) ごみの排出抑制に向けて、市内小売店舗へレジ袋削減等の啓発表示の依頼を行う。

② 継続する取組み

- (a) 資源回収の奨励や生ごみ堆肥化容器設置費の補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- (b) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行う団体を支援することにより、3R 活動の推進と市民の意識を醸成する。
- (c) レジ袋削減のための買い物袋持参キャンペーン実施によるマイバッグ持参の啓発を行う。
- (d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- (e) 施設見学において雑がみ回収袋を配布し、分別・リサイクルの意識啓発を行うことで、雑がみの資源化を促進する。
- (f) 広報やごみ分別アプリ等で分別・リサイクルの意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。
- (g) 軽トラ市等のイベントで啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (h) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。
- (i) クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。

ウ ごみの適正処理

- ① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。
- ② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

- #### ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理しているごみ集積所へ収集日の朝 8 時までに排出するものとする。

イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。

- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
- ② 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
- ③ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
- ④ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
- ⑤ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
- ⑥ ごみ分別アプリや広報等で、市から発信される情報を利用し適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。

イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。

ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

分別項目	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束または2袋まで排出可能。 ③1袋の重量が概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製 容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量が概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ①一度に2袋まで、かつ1袋の重量が概ね8kg以内とする。	

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

イ 処理施設において処理が困難なごみ

プロパンガスボンベ （カセット式ボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者に相談するか、又は購入店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
可燃ごみ	38,800 t	860 t	磐田市クリーンセンター

(2) 資源ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
空きびん	740 t	735 t	磐田広域リサイクルセンター
ペットボトル	170 t	165 t	
プラスチック製容器包装	1,720 t	1,710 t	中遠広域粗大ごみ処理施設
金物・小型電化製品	880 t	580 t	
有害ごみ			
パソコン・携帯電話			

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

処理対象物	最終処分計画量	施設名
埋立ごみ	775 t	磐田市一般廃棄物最終処分場
埋立ごみ	100 t	中遠広域一般廃棄物最終処分場
焼却残渣	3,040 t	
破碎残渣	300 t	

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による業者間地域割とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び廃棄物処理法第7条第1項の規定により営業を許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により営業を許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

ア 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 清掃を行う者とその清掃地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により営業の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定により営業を許可した業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市天竜区二俣町阿蔵124-2	豊岡地区

ウ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

(4) ごみ

ア 家庭ごみ

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市または市から委託された業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
磐田市		市内全域
磐田環境整備事業共同企業体 (有)磐田クリーンサービス (株)ハシモト	磐田市下岡田358-2 磐田市中泉2640-2	磐田地区
(有)三原クリーン	磐田市福田中島3641-3	福田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	
鈴木 京士(鈴京)	袋井市久能2214-3	
西遠実業(有)	浜松市中区砂山町212	
(有)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3	竜洋地区
(有)大橋商事	磐田市池田703-1	豊田地区
(有)磐南衛生社	磐田市一言2914-5	
(有)深田商店	磐田市下野部1138-2	豊岡地区
(株)中部カレット	掛川市遊家1021-1	

③ 収集運搬方法

委託業者が業務委託契約書にて定められた方法で、公衆衛生に十分配慮し収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

ごみの区分	処理主体	処理の方法
可燃ごみ	磐田市クリーンセンター	焼却処理 資源化
空き缶	民間業者	資源化
空きびん	磐田広域リサイクルセンター	(財)日本容器包装リサイクル協会指定の再商品化事業者（以下、容リ協ルート）により資源化
	(株)中部カレット	資源化
ペットボトル	磐田広域リサイクルセンター	容リ協ルートにより資源化
	(株)中部カレット	資源化
廃食用油	民間業者	資源化
プラスチック製容器包装	中遠広域粗大ごみ処理施設	容リ協ルートにより資源化
金物・小型電化製品	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
有害ごみ	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
埋立ごみ	磐田市一般廃棄物最終処分場	埋立処分
	中遠広域一般廃棄物最終処分場	
古紙・古布	民間業者	資源化
粗大ごみ（戸別収集）	磐田市	分別した後、各施設へ搬入

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法第7条第1項の規定により営業を許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とする。

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘515
(有)大橋商事	磐田市池田703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110
(有)久野商店	浜松市南区兎野町219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷231-32
(資)小坂商店	浜松市中区西浅田一丁目8-20
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2

磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 3 5 8 - 2
(有)磐南クリーン	磐田市堀之内 1 7 5 0 - 3
(有)深田商店	磐田市下野部 1 1 3 8 - 2
富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町 2 1 4 2 - 5
(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷 1 2 4 3 - 8
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町 2 4 1
(株)ミダック	浜松市東区有玉南町 2 1 6 3
(有)三原クリーン	磐田市福田中島 3 6 4 1 - 3
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町 7 5 8
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 4 1

③ 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入する。

ウ 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定をされた業者とする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

③ 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理主体

廃棄物処理法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた業者に搬入の上、処理及び処分するものとする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 2 2 6 - 4
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西 4 6 0 - 2

エ 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物処理法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

オ 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、11(2)で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

カ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

1.1 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂2066	し尿6kl/日、浄化槽汚泥92kl/日 直接脱水+希釈・下水道放流

(2) ごみ処理施設等

ア 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市クリーンセンター	磐田市刑部島301	112t/日×2炉（焼却炉） 15t/日×1炉（灰溶融炉） ストーカ式焼却炉, プラズマ式灰溶融炉

イ 不燃物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝59-1	49.2t/5h せん断式破碎、圧縮・梱包、水銀回収

ウ 不燃物処分場

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市一般廃棄物最終処分場	磐田市藤上原723-4	埋立容量117,824.6m ³ 準好気性埋立（サンドイッチ方式）
中遠広域一般廃棄物最終処分場	周智郡森町一宮3606-3	埋立容量199,806m ³ 準好気性埋立（セル・サンドイッチ方式）

エ リサイクル保管施設

名 称	所 在 地	施設能力
磐田広域リサイクルセンター	磐田市小中瀬 7 2 2 - 1	保管可能容量 6 5 8 m ³

オ 再資源化施設

名 称	所 在 地	再資源化物
産業振興(株) 浜松スクラップセンター	磐田市飛平松 2 3 8	缶、金属類
(株)野末商店 稗原工場	磐田市竜洋稗原 6 0 3	
長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 - 7	
松岡紙業(株) 磐田営業所	磐田市西島 5 4 9 - 2	古紙類、古布
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1	
(株)山治紙業 磐田営業所	磐田市駒場 7 1 7 7 - 1	
(株)東海ケミカル	磐田市東平松 1 2 4 8 - 4	廃食用油
新日鐵住金(株)	東京都千代田区丸の内二丁目 6 - 1	プラスチック製容器包装
(株)グリーンループ	菊川市三沢 1 5 0 0 - 1 7 7	
(株)エフピコ 中部 PET リサイクル工場	岐阜県輪之内町 5 1 1 - 5	ペットボトル
(有)大原硝子店 岩倉工場	愛知県岩倉市北島町中野田 3 6	ガラスびん (無色・茶色・その他の色)
(有)武田商店	浜松市中区上浅田一丁目 1 - 5	ガラスびん (リターナブルびん)
(株)中部カレット	掛川市遊家 1 0 2 1 - 1	ペットボトル、ガラスびん (無色・茶色・その他の色)

- (3) 廃棄物処理法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市より一般廃棄物処分業の指定を受けた施設

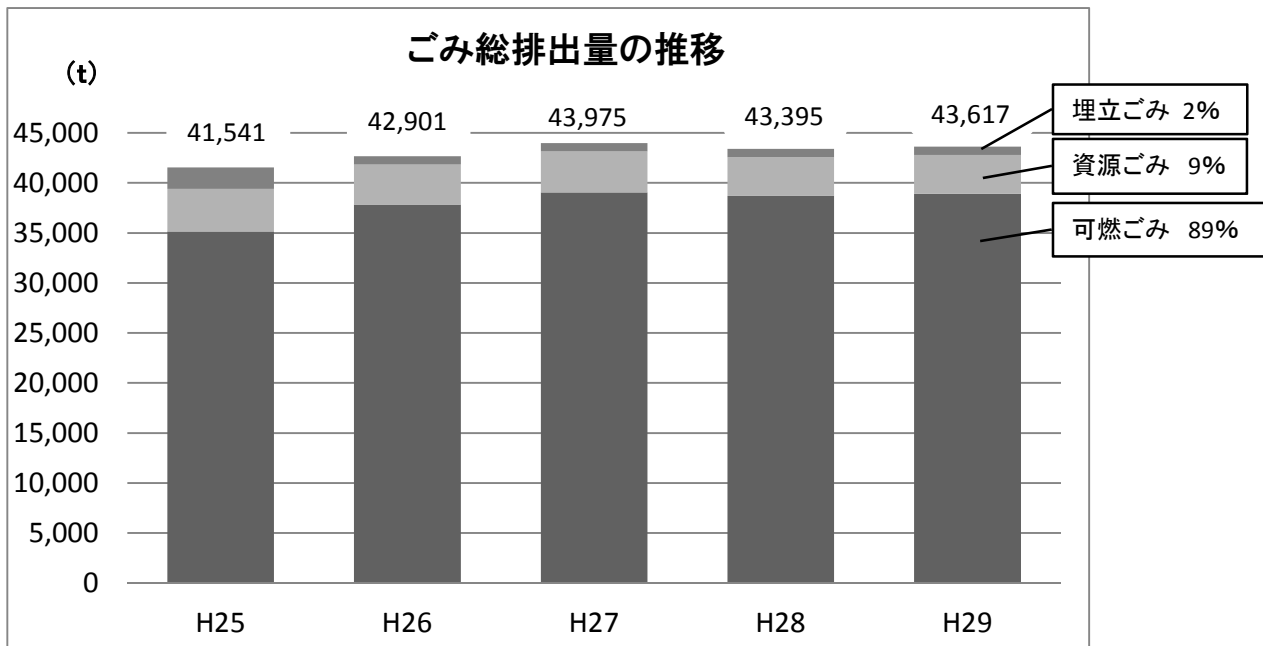
ア 再生活用

名 称	所 在 地	取扱う一般廃棄物の種類
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市上神増 1 0 2 1 磐田市塩新田 3 0 0	剪定枝葉、生木雑草、藁、藁畳、 籾殻、木屑
(有)丸十産業	磐田市大久保 7 6 7 - 2 5	生木、草、竹、根株
金井 靖裕 (養豚業)	磐田市藤上原 5 3 3 - 3 0	食品残さ
長谷川 正治 (養豚業)	磐田市向笠西 4 6 0 - 2	食品残さ

本市のごみ排出量の現状

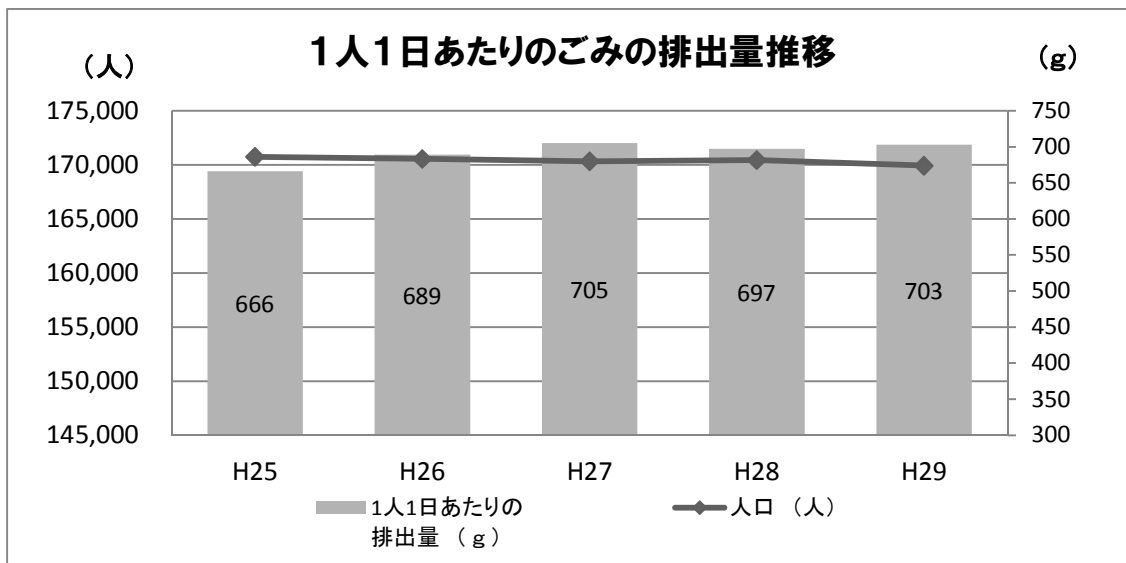
【総排出量の推移】

本市におけるごみの年間総排出量は、平成29年度は43,617tとなりました。過去5年間を比較すると大きな増減はありませんが、可燃ごみが若干増加傾向となっております。平成26年度以降の排出割合は、ほぼ変わらず推移しています。



単位:t

	H25	H26	H27	H28	H29	
総排出量	41,541	42,901	43,975	43,395	43,617	
可燃ごみ	35,150	37,836	39,039	38,711	38,934	
資源ごみ	空き缶	225	226	211	197	197
	空きびん	786	771	776	745	736
	ペットボトル	194	185	175	171	169
	プラスチック製 容器包装	2,236	1,959	1,847	1,742	1,622
	金物	495	784	775	724	846
	有害ごみ	61	60	58	58	59
	古紙等	244	240	248	211	227
埋立ごみ	2,151	840	845	836	827	



	H25	H26	H27	H28	H29
人口(人)	170,754	170,548	170,311	170,430	169,931
1人1日あたりの排出量 (g)	666	689	705	697	703

第2次磐田市総合計画 前期基本計画（平成29年度～33年度） 一部抜粋

分野6 都市基盤・環境

基本施策6 快適な生活環境の確保

指標名	現状(H27)	目標値(H33)	指標の定義
1人1日当たりごみ排出量	705g	685g	一般廃棄物総排出量／365日／人口 ただし、資源集団回収量を含まない。

今年度の新たな取り組み

◆市役所本庁舎 1F 展示ブースの活用

可燃ごみの減量・リサイクルの必要性について市民へ紹介する。

展示予定：8月（1ヶ月間）

・H29 可燃ごみ組成調査の結果を踏まえ、可燃ごみの減量に向けた啓発を行う。

（食品ロス削減、雑がみの資源化、プラスチック製容器包装の資源化）



◆ごみ減量・リサイクル標語の募集

将来を担う子ども達に、ごみの減量とリサイクルの大切さを考える機会を持ってもらう。

- ・ごみの減量やリサイクル意識の向上を図る。
- ・優秀作品は、家庭ごみ収集カレンダーや市 HP、啓発チラシ等に掲載して活用する。
 - 対象者 小学4年生（市内22校）
 - 配付日 クリーンセンターの施設見学時
 - 選考 委員等による選考
 - 表彰等 優秀賞2点（予定）

◆レジ袋削減プレートの配付

ごみの排出抑制に向けて、市内小売店舗へ啓発プレートの設置依頼を行う。

作製予定：140個

・過剰なレジ袋の使用を抑制する。

インパクトのあるデザインの新啓発プレートを作成し、スーパーやコンビニエンスストア等への設置を依頼する。



◆あなたが家族のエコ・リーダー教室開催

可燃ごみの減量とリサイクル意識の向上を図るため、ごみの削減体験教室を開催する。

- ・教室の開催で、市民のごみ減量・リサイクルへの関心を高めてもらう。
 - 日時 平成30年8月17日（金）、18日（土）9時～11時30分
 - 場所 磐田市クリーンセンター
 - 参加者 市内在住の小学生と保護者（各日10組程度）
 - 内容 可燃ごみの減量・リサイクルについて体験を通して家庭での実践方法を学ぶ。「集める」「学ぶ」「実践する」

現在の取り組み

◆広報いわた等印刷物での啓発

- ・ 広報いわた（年 3 回掲載）
平成 29 年度 7, 10, 1 月号、10 月号特集（減らそう！食品ロス、エコ・クッキング教室報告）
- ・ 家庭ごみ収集カレンダー（全戸配付 3 月）
平成 29 年度：日本語版 25 種類 外国語版 3 種類 96, 600 部作成
- ・ 啓発チラシ（全戸配付 2 月）※別紙
平成 29 年度：平成 30 年 2 月発行 H29 年度組成調査結果、ごみ分別のお願い

◆市ホームページ・ごみ分別アプリでの啓発

- ・ 市ホームページ（随時更新）
ごみの出し方や減量及びリサイクルに向けた取り組み、資源回収場所の案内等を掲載。
平成 29 年度：生ごみの水切りの方法、親子エコ・クッキング教室報告等
- ・ ごみ分別アプリ（随時更新）
平成 29 年度：スプレー缶の出し方の変更、リサイクルステーションでの回収品目の追加等

◆イベント出展等による啓発活動の実施

- ・ 講座、施設見学会、エコ教室、イベント出展
ごみの減量及びリサイクル推進の意識啓発を目的に、講座やクリーンセンター施設見学、エコ教室を各団体、小学生等を対象に実施。また、軽トラ市や外国人イベントなどへ出展。
平成 29 年度：実施回数 40 回、参加人数 3, 206 人



施設見学



エコ・クッキング教室



軽トラ市

- ・ 環境にやさしい買い物キャンペーン

いわた消費者協会や市内小売店の協力をいただき、レジ袋の削減に向けてマイバッグ運動を展開。
平成 29 年度：市内店舗（バロー磐田店ほか 5 店舗）でマイバック利用の声かけやノベルティの配付。



◆雑がみ再資源化の啓発

- ・ 可燃ごみの削減と分別・リサイクル意識の向上を図る。
- ・ クリーンセンターを施設見学する市内小学 4 年生（約 1, 600 名）へ啓発用回収袋を配付。



◆生ごみの減量や再資源化の推進

- ・生ごみ堆肥化容器設置費補助金

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付。

平成 29 年度：申請件数 42 件、設置基数 62 基

- ・古紙等資源集団回収事業奨励金

廃棄物の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する P T A などの団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付。

平成 29 年度：登録団体数 179 団体、回収量 約 2,828t



◆資源ごみ回収の推進

- ・平日リサイクルステーション（クリーンセンター内）8時半～17時

回収品目：古紙、空き缶、空きびん、ペットボトル、容プラ、古布、
廃食用油、蛍光管、乾電池（追加）

平成 29 年度：利用者数 40,501 人（1 日平均 167 人）

- ・日曜リサイクルステーション（市内 5ヶ所）9時～11時

市内 5 地区で月 1 回日曜日に開設

平成 29 年度：開設日数 48 日、利用者数 7,958 人（1 日平均 133 人）

- ・古紙拠点回収（市内 5ヶ所）

平成 29 年度：回収量 約 194t



◆使用済スプレー缶の排出方法変更(回収状況)

・スプレー缶排出時の穴開け作業による事故を防止することで、市民が安心してごみ出しできる環境を整備する。

中身を使い切ってから穴を開けずに、「空き缶」の収集日に専用コンテナへ排出。

平成 29 年度：回収量 約 26 t



◆ごみ分別アプリ「しっぺいのゴミチェッカー」運用状況

・若者や外国人など、多くの市民に手軽に利用してもらい、ごみの分別方法の周知やリサイクル意識の向上を図る。

利用者数：12,260 名（平成 30 年 4 月末）

「主な機能・サービス」

ごみ分別検索（英語・ポルトガル語にも対応）

収集日お知らせメールサービス（前日または当日にメールでお知らせ）

補助制度、施設案内等について情報発信



◆不適正排出物の対応

- ・ごみ集積所に回収されずに残されたごみ袋の回収・指導を行う。

無記名や未分別などで本人へ返すことができないごみを回収し、集積所へ設置する案内板やお知らせ回覧の作成、訪問によるお願い等で対応。また、新築される共同住宅の管理会社等へごみ出し方法について地元自治会へ確認し、入居者へ周知してもらう旨の依頼書を送付。

平成 29 年度 回収依頼件数：215 件

